

各 位

会 社 名 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 相浦 一成  
(コード番号：3769 東証マザーズ)  
URL <http://www.gmo-pg.com/>  
本店所在地 東京都渋谷区道玄坂 1 - 9 - 5  
問合せ先 常務取締役経営企画室長 村松 竜  
電話番号 03-3464-0182

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 14 日開催の取締役会において、平成 18 年 12 月 21 日開催予定の第 13 期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業拡大に備え、事業目的を追加するものであります。(変更案第 2 条第 13 項)
- (2) 株主の皆様のご利便性の向上と公告掲載費用の削減のため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせて事故その他不測の事態に備え、予備的公告方法を同時に定めるため、規定を変更するものであります。(変更案第 5 条)
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) 及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) 並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) 及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
  - ① 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を明記するものであります。(変更案第 4 条、第 7 条及び第 9 条第 1 項)
  - ② 株主総会参考書類等をインターネットにより提供することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第 14 条)
  - ③ 株主総会の適正かつ円滑な運営のため、代理人による議決権の行使について、代理人の数を規定するものであります。(変更案第 16 条第 1 項)
  - ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第 21 条)
  - ⑤ 社外監査役として有能な人材の招聘を容易にするため、会社法に基づく社外監査役の責任限定に関する規定を新設するものであります。(変更案第 34 条第 2 項)  
なお、変更案第 34 条第 2 項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
  - ⑥ 会社法に対応した用語及び引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更をするものであります。

#### 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 12 月 21 日  
定款変更の効力発生日 平成 18 年 12 月 21 日

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は、GMOペイメントゲートウェイ株式会社と称し、英文では、GMO Payment Gateway, Inc. と表示する。	(商号) 第 1 条 [現行どおり]
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 [現行どおり]
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気通信事業法に基づく、国内電気通信業、国際通信業、有線放送電話業</li> <li>2. コンピューターソフトウェアの開発、販売</li> <li>3. コンピューターハードウェアの開発、販売</li> <li>4. 情報提供サービス業</li> <li>5. 印刷物の企画、製作及び書籍の出版</li> <li>6. 電気通信事業法に基づく、各種通信事業のコンサルティング業務</li> <li>7. クレジットカードのオンラインネットワークの運用、保守</li> <li>8. クレジットカード会員・加盟店の募集、加入業務</li> <li>9. クレジットカード加盟店の売上データの集計・請求・支払・集金代行業務</li> <li>10. 著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権の取得及び販売</li> <li>11. 広告、宣伝の企画、製作及び代理業務</li> <li>12. ファクタリング業務 [新 設]</li> <li>13. 前各号に付帯する一切の事業 (本店の所在地)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～12. [現行どおり]</li> <li>13. <u>貸金業</u></li> <li>14. 前各号に付帯する一切の事業 (本店の所在地)</li> </ol>
第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。 [新 設]	第 3 条 [現行どおり]
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して <u>する。</u>	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、256,000 株とする。 [新 設]	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、256,000 株とする。 (株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、<u>端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告の上、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者又は同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使することのできる株主若しくは登録質権者又は端株主とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人等)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>4. 当社は、<u>端株につき名義書換代理人を置き、前二項に準じて取扱う。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式並びに端株に関する取扱い及び手数料については、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">[削 除]</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長) 第 11 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 [新 設]</p>	<p>(招集権者及び議長) 第 13 条 [現行どおり]</p>
<p>(決議) 第 12 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議決権の代理行使) 第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。</p>	<p>(決議の方法) 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>
<p>(議事録) 第 14 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。 [削 除]</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 15 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。 (選任方法) 第 16 条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 17 条 [現行どおり] (選任方法) 第 18 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>2. [現行どおり]</p>
<p>(任期) 第 17 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集及び議長)            第 18 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>(代表取締役)            第 19 条 取締役社長は、会社を代表する。</p> <p>2. 前項のほか、<u>取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(役付取締役)            第 20 条 当社は、<u>取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会議事録)            第 21 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役並びに監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規則)            第 22 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬)            第 23 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)            第 20 条 [現行どおり]</p> <p>2. [現行どおり]</p> <p>3. <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)            第 21 条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(代表取締役)            第 22 条 [現行どおり]</p> <p>2. 前項のほか、<u>取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役を選定することができる。</u></p> <p>(役付取締役)            第 23 条 当社は、<u>取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長1名を定め、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">[削 除]</p> <p>(取締役会規則)            第 24 条 [現行どおり]</p> <p>(報酬等)            第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
<p>第 24 条 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項</u>の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役</u>（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第 26 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項</u>の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役</u>（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p>
<p>2. 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項</u>の規定により、<u>社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項</u>の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約</u>を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員数)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員数)</p>
<p>第 25 条 当社の監査役は、4 名以内とする。 (選任方法)</p>	<p>第 27 条 [現行どおり] (選任方法)</p>
<p>第 26 条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>第 28 条 監査役の選任決議は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第 29 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期に満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p>(常勤の監査役)</p>
<p>第 28 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第 30 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p>
<p>第 29 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 [新 設]</p>	<p>第 31 条 [現行どおり] 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> [削 除]</p>
<p>(監査役会議事録)</p>	<p>[削 除]</p>
<p>第 30 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、<u>議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(監査役会規則)</p>
<p>(監査役会規則) 第 31 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>第 32 条 [現行どおり]</p>
<p>(報酬)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第 32 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p>
<p>第 34 条 当社の<u>営業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とし、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>第 35 条 当社の<u>事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。</u></p>
<p>(利益配当)</p> <p>第 35 条 当社の<u>利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎決算期最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 36 条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 36 条 当社は、<u>取締役会の決議により毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配（以下、「中間配当」という。）を行うことができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 37 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 <u>利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2. <u>未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけないものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 38 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>未払の配当金には利息をつけないものとする。</u></p>

以上